



射水市福祉人材就労定着緊急支援事業について

1 目的

射水市内の民間福祉事業所に、新たに採用され勤務する新卒及び潜在的有資格者等に対し奨励金の支給を行うことで正規職員の確保を目指す。

加えて、一定の勤務年数を経過するごとに奨励金を支給するほか、さらに市内に居住する者に対し奨励金を加算することで、事業所への就労定着を支援するとともに定住促進を図る。

2 実施期間

令和7～9年度（令和7年4月1日～令和10年3月31日） ※3年間の緊急事業

3 対象者

令和7年4月1日以降に、市内の民間福祉事業所の正規職員として採用され勤務する以下の者

- (1)資格取得後、初めて射水市内の事業所で勤務する者（新卒者、富山県外からの転職者）
- (2)採用日から過去一年間に富山県内の福祉事業所での雇用実績の無い者（潜在的有資格者）

4 要件

- (1)正規職員とは、福祉事業所が雇用する者のうち、雇用保険の被保険者で、かつ、雇用期間の定めのない雇用契約者であって、一週間の所定労働時間が35時間以上の者
- (2)有資格者とは、介護福祉士、看護師、保育士、保育教諭、幼稚園教諭をいう。

5 支給額

①就労奨励金 【20万円】

採用1年目に支給

①-1（県内移住者分） 【最大20万円】

①に加算し、県外から移住する際に要した引越費用、礼金を実費支給

①-2（射水市内移住者分） 【10万円】

①-1に加算し、市内に移住（要住民票登録）した場合に支給

②継続就労奨励金 【3、5、7年経過後 各5万円】

①の支給を受け、各年数を継続勤務した場合に支給

③継続定住奨励金 【3、5、7年経過後 各5万円】

②の支給を受けた時点で市内に住民票登録があれば支給

6 予算措置（令和7年度）

福祉人材対策事業費 8,000千円

7 申請方法

- ・上記①については、採用された日が属する年度末までに必要書類を提出する。
- ・上記②、③については、継続年数が経過した日の属する年度末までに必要書類を提出する。

8 必要書類

- ・射水市福祉人材就労奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・射水市内福祉事業所就労証明書（様式第2号）
- ・福祉事業所に提出した履歴書の写し
- ・資格を有することを証する書類の写し
- ・引越業者に支払った際の領収書等、礼金を支払ったことが分かる領収書等の写し（該当者のみ）

9 決定通知及び支払時期

申請があった場合は速やかに審査を行い、本人へ文書で通知
通知後速やかに支払い

10 届出

支給を受けた者は、下記の場合には直ちに届け出をし奨励金を返還すること。ただし、本人が事故等で届け出ることができないときは、施設長が届け出ること。

- (1) 1年を経過せずに離職又は非正規職員となったとき。
- (2) 奨励金の該当要件に異動があったとき。
- (3) 奨励金を辞退しようとするとき。

【参考1：奨励金の額について】

(単位：万円)

区 分	1年目	4年目	6年目	8年目	合計
① 就労奨励金	20				20
①-1 就労奨励金 (県内移住者分)	20				20
①-2 就労奨励金 (射水市内移住分)	10				10
② 継続就労奨励金		5	5	5	15
③ 継続定住奨励金		5	5	5	15
合計	50	10	10	10	80

【参考2：助成パターン】

(単位：万円)

区 分	1年目	4年目	6年目	8年目	合計
ア 県外→市内在住	50	10	10	10	80
イ 県外→市外在住	40	5	5	5	55
ウ 市内在住	20	10	10	10	50
エ 市外（県外）在住	20	5	5	5	35